

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

Visa カード&Mastercard 会員規約（個人会員用）（旧関西クレジット）

改定前	改定後
第 1 4 条（カード利用の一時停止等）	第 1 4 条（カード利用の一時停止等）
	9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であつて、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシングサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
第 2 1 条（期限の利益の喪失）	第 2 1 条（期限の利益の喪失）
2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 22 条第 1 項の規定（ただし、第 22 条第 1 項第 7 号または第 8 号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。	2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 22 条第 1 項の規定（ただし、第 22 条第 1 項第 6 号・第 7 号・第 8 号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
第 31 条（リボルビング払い）	第 31 条（リボルビング払い）
2. 本会員は、会員がリボルビング払を指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払コースとして元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額（5 千円、または、1 万円以上 1 万円単位。ゴールドカードの場合は 1 万円以上 1 万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第 4 項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。	2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、5 千円以上の当社が指定する金額（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第 4 項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。
第 3 5 条（支払停止の抗弁）	第 3 5 条（支払停止の抗弁）
1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存すると	1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存すると

<p>きは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>(2) 商品等に瑕疵（欠陥）があること。</p> <p>(3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>	<p>きは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p> <p>(3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>
(2022 年 4 月改定)	(2023 年 4 月改定)

マイ・ペイすリボ特約

第 2 条（カード利用代金の支払区分）	第 2 条（カード利用代金の支払区分）
<p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第 31 条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。</p>	<p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第 31 条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p>
<p>(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に 3%を乗じた額（1 円未満切捨て。ただし、3 千円に満たない場合は最低支払い元金を 3 千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第 4 項に定める手数料を加算した額</p>	<p>(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に 3%を乗じた額（1 円未満切捨て。ただし、3 千円に満たない場合は最低支払い元金を 3 千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第 4 項に定める手数料を加算した額</p>
<p>(2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（5 千円または 1 万円以上 1 万円単位。ゴールドカードの場合は 1 万円以上 1 万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第 4 項に定める手数料を加算した額</p>	<p>(2) 元金定額コースを指定した場合は、5 千円以上の当社が指定する金額。（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第 4 項に定める手数料を加算した額</p>
第 5 条（マイ・ペイすリボの設定）	第 5 条（マイ・ペイすリボの設定）
<p>マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。</p>	<p>マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合があります。</p>

(2019年4月改定)

(2023年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）	第1条（個人情報の収集・保有・利用等）
<p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含みりそなカード株式会社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(7)の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p>	<p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含みりそなカード株式会社（以下当社という）との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p>
<p>(1) 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>	<p>(1) 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>
<p>(2) 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p>	<p>(2) 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能</p>

	加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)
	(8) 会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IP アドレス等）等
	(9) 本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用することを同意します。	2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。
(5) 当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）	(5) 当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報にかかるデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 5 項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。
(2022 年 4 月改定)	(2023 年 4 月改定)